

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）実施方針（案）に関する質問への回答

No.	項	項目	質問内容	回答内容	回答日
5	実施方針 P3、要求水準書 P38-	統括的管理業務の内容について	7月末に日本下水道新技術機構から「下水道分野の官民連携事業における統括的な管理業務のあり方に関する技術資料」が公表される予定であり、その内容を十分に反映された形で発注されることが望ましいと考えます。特に業務範囲や費用負担に関する官民の認識齟齬が生じやすいため、以下の項目について詳細をご教示下さい。 ・業務項目の設定 - 官民対話または競争的対話を通じて抱える課題等に応じた業務項目を設定することが望ましいと考えます。 ・実施体制 - 導入時は「技術者レベル」「形態」「配置要件」について検討し、競争的対話や個別対話を通じて官民双方が抱える課題等に応じた内容で柔軟に選択・採用していくことが重要です。 ・費用の考え方 統括的な管理業務には、定型・非定型に関わらず明確な「積算基準」は存在しないため、業務内容に応じて必要な人工（工数）を設定したうえで、業務のレベルに応じた技術者単価を乗じることで、必要な費用を求めることが考えられます。 ※これらの記載内容を踏まえつつ、事業化の手続き段階において参入意向調査時や実施方針・要求水準書案の公表時等、官民対話や競争的対話ができるタイミングを捉えて、ステップごとに対話を徹底することが重要です。	本市では、現在履行中の下水道管路施設包括的維持管理業務委託において、統括的管理業務を実施しております。その運用実績を踏まえ、業務遂行上の課題や改善事項を整理するとともに、次期包括的管理業務において想定される定型業務及び非定型業務の内容を勘案し、必要な業務項目及び実施体制を設定しております。 また、統括的管理業務に係る費用については、業務内容及び必要な実施体制を踏まえて積算を行っております。なお、公告時には、入札参加者の適切な検討に資するため、単価一覧、数量及び設計書（金額を除く。）を公表する予定としております。	7月9日
6	実施方針 P6-7、要求水準書 P66-	更新実施型における総価契約単価合意方式	更新実施型の先行事例である葉山町においても、貴市から公表されている「総価契約単価合意方式」が採用されています。その中ではモデル設計が示されており、その内容に基づいて単価を決定することとされていますが、更新計画やモデル設計等の単価決定に必要な資料は、今後公表される予定でしょうか。 水の官民連携ガイドラインの中では、更新実施型を採用する場合は、「確度の高い更新計画」を有している必要があるとされています。今回公表された資料では、確度の高い更新計画や、モデル設計も示されていないため、価格競争を働かせるための検討条件がないものと考えます。 現在の資料のみを前提とした検討をするようとなれば、契約後に訴訟のリスクが高くなることや、適切な事業実施ができなくなることも懸念されます。また、利益相反の観点から外部の指摘を受けることも懸念されるため、価格競争が働くような条件を提示しておくことが重要であると考えます。	本市においては、公告時に単価一覧、数量及び設計書（いずれも金額を除く。）を公表する予定としております。これらの資料により、各単価の構成要素（労務、機械、材料等の条件）やその数量等を確認することが可能であり、事業者はこれらを踏まえた積算及び価格提案を行うことができるため、十分な価格競争性は確保できるものと考えております。 また、本市の単価合意方式は、公告時に開示した条件を前提として、基本契約締結後に事業者から提出される内訳書に基づき、市と事業者との協議を経て単価合意書を締結する仕組みとしております。このため、契約条件や積算根拠に関する認識の齟齬が生じにくく、契約後の紛争リスクの低減につながるものと考えております。 なお、更新計画については、ストックマネジメント計画を有し、事業を進めております。そのため、本業務においては、履行開始当初は本市が提示するストックマネジメント計画に基づき事業を進めつつ、点検・調査等の結果を踏まえながら、ストックマネジメント計画の中間見直し及び次期ストックマネジメント計画の検討等を行うことを想定しております。	7月9日